

## 第2部 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策

### 第1章 自然と人との共生可能な社会の構築

#### 第1節 多様な生態系の保全

##### 1 自然環境保全地域等の指定・管理

##### (1) 世界遺産白神山地

白神山地は、平成5年に世界遺産のクライテリア (ix) (生態系) に適合するものとして世界遺産に登録されました。クライテリア (ix) は、陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本であるものとなっています。

白神山地世界遺産地域のブナ林は、純度の高さや優れた原生状態の保存、動植物相の多様性で世界的に特異な森林であり、氷河期以降の新しいブナ林の東アジアにおける代表的なものです (表1)。

令和3年度は、白神山地のさらなる保全と利活用の両立・推進を図るため、知名度の高い登山情報誌と連携したトークイベントやエコツアー、白神山地をフィールドとした環境保全教育の一環として、白神山地を訪れる機会の少ない県央・県南地区の小学生を対象とした自然体験教室、遺産地域の保全の担い手育成のための取組として、県認定ガイドの更新講習を実施しました。



世界遺産白神山地 (小岳山頂から望む)

表1 世界遺産白神山地地域別面積表

(単位: ha)

|                                                           |      |        |        |        |        |       |
|-----------------------------------------------------------|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 世界遺産管理地域<br>(世界遺産条約に基づく世界遺産管理計画)                          | 全体面積 | 16,971 | 核心地域   | 10,139 | 緩衝地域   | 6,832 |
|                                                           | 秋田県  | 4,344  | 秋田県    | 2,466  | 秋田県    | 1,878 |
|                                                           | 青森県  | 12,627 | 青森県    | 7,673  | 青森県    | 4,954 |
| 自然公園法に基づく保護制度<br>(秋田白神県立自然公園)<br>(津軽国定公園)<br>(津軽白神県立自然公園) | 全体面積 | 2,928  | 特別保護地区 | 295    | 特別保護地区 | 49    |
|                                                           | 秋田県  | 8      | 秋田県    | 0      | 秋田県    | 0     |
|                                                           | 青森県  | 2,920  | 青森県    | 295    | 青森県    | 49    |
|                                                           |      |        |        |        | 特別地域   | 2,584 |
|                                                           |      |        |        |        | 秋田県    | 8     |
|                                                           |      |        |        |        | 青森県    | 2,576 |
| 白神山地自然環境保全地域<br>(自然環境保全法)                                 | 全体面積 | 14,043 | 特別地区   | 9,844  | 普通地区   | 4,199 |
|                                                           | 秋田県  | 4,336  | 秋田県    | 2,466  | 秋田県    | 1,870 |
|                                                           | 青森県  | 9,707  | 青森県    | 7,378  | 青森県    | 2,329 |
| 白神山地森林生態系保護地域<br>(保護林の再編・拡充について:<br>長官通達)                 | 全体面積 | 16,971 | 保存地区   | 10,139 | 保全利用地区 | 6,832 |
|                                                           | 秋田県  | 4,344  | 秋田県    | 2,466  | 秋田県    | 1,878 |
|                                                           | 青森県  | 12,627 | 青森県    | 7,673  | 青森県    | 4,954 |

## (2) 自然環境保全地域の指定状況

本県には起伏の大きい山岳、岩礁海岸等、変化に富む地形や様々な植生が分布し、優れた自然環境が形成されています。これらの優れた自然のうち、自然公園区域と重複しない地域を自然環境保全法又は秋田県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域及び緑地環境保全地域に指定しています。

令和3年度末現在、自然環境保全地域は19か所5,159.594ha（うち特別地区は2,876.61ha）、緑地環境保全地域は4か所434.8haが指定されています（表2）。

表2 自然環境保全地域等指定の概要

（令和4年3月31日現在）

| 国自然環境保全地域                |                    | < >野生動植物保護地区（ ）特別地区         |                              |                          |
|--------------------------|--------------------|-----------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 地区名                      | 所在地                | 面積(ha)                      | 指定年月日                        | 主な保全対象                   |
| しらかみさんち<br>白神山地          | 藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林      | <2,466><br>(2,466)<br>4,336 | H4.7.10                      | 大規模ブナ林及びイヌワシ、クマゲラ、ニホンザル等 |
| 県自然環境保全地域                |                    | ( ) 特別地区                    |                              |                          |
| 地区名                      | 所在地                | 面積(ha)                      | 指定年月日                        | 主な保全対象                   |
| みなみゆりはら<br>南由利原          | 由利本荘市西沢字南由利原       | (74.6)<br>191.8             | S49.11.2                     | 湿原植物群落<br>草原植物群落         |
| ゆのたい・<br>こほうがくざわ<br>小方角沢 | 大仙市神宮寺字湯の台、土川字小杉山沢 | (12.7)<br>53.4              | S49.11.2                     | 湿原植物群落<br>ハッチョウトンボ多産地    |
| とうし<br>冬師                | にかほ市馬場字冬師山         | 32.4                        | S49.11.2                     | 湿地林<br>湿原植物群落            |
| つゆくまさんきょう<br>露熊山峽        | 北秋田市荒瀬字粕内、水無字露熊    | (22.2)<br>71.1              | S50.2.22                     | 岩壁植生                     |
| ほろわさん<br>保呂羽山            | 横手市大森町八沢木字保呂羽山     | (10.5)<br>10.5              | S50.2.22                     | ブナ、ミズナラを主体とする天然林         |
| がりめき<br>刈女木              | 羽後町田代字明通山          | 33.8                        | S51.3.30                     | 湿原植物群落                   |
| はぐろさん<br>羽黒山             | 八峰町八森字羽黒下          | 5.1                         | S51.3.30                     | 暖地性植物                    |
| そでやま<br>外山               | 横手市山内大松川字外山・字外山水上  | 17.2                        | S52.8.11                     | ブナ・ユキツバキ群落               |
| ひのとたけ<br>丁岳              | 由利本荘市丁森国有林         | (88.16)<br>88.16            | S53.1.24                     | ブナを主体とする天然林、亜高山性植物       |
| ぼんどりもり<br>番鳥森            | 秋田市河辺岩見国有林         | (126.83)<br>126.83          | S53.1.24                     | ブナ及びミズナラを主体とする天然林        |
| くらやまふうけつ<br>鞍山風穴         | 北秋田市栄字大沢鞍下         | (0.65)<br>6.93              | S56.3.14                     | 風穴植物群落                   |
| きんぼうさん<br>金峰山            | 横手市平鹿町醍醐字獄平地獄沢     | (3.97)<br>21.93             | S56.3.14                     | ブナ・ユキツバキ群落               |
| こまたふうけつ<br>小又風穴          | 北秋田市小又             | (3.60)<br>21.283            | S57.5.1                      | 風穴植物群落                   |
| おやかわ<br>親川               | 由利本荘市親川            | (12.91)<br>16.67            | S60.10.8<br>(H15.11.4<br>拡張) | タブノキ群落、ヤブツバキ群落           |
| でとしつげん<br>出戸湿原           | 潟上市天王字細谷長根         | (2.74)<br>2.74              | H15.11.4                     | 湿原植物群落                   |
| かたきぬま<br>加田喜沼            | 由利本荘市長坂字雷田中島       | (4.0811)<br>4.0811          | H16.12.3                     | 湿原植物群落                   |
| ささもりやま<br>笹森山            | 由利本荘市赤田字滝ノ上        | (42.67)<br>114.67           | H21.12.15                    | シナノキ群落内の貴重植物             |
| やすもと<br>安本               | 横手市安本              | (5)<br>5                    | H28.4.22                     | 淡水魚類、貝類                  |
| 計                        | 18 地域              | (410.6111)<br>823.5941      |                              |                          |

| 県緑地環境保全地域       |                         |            |          |             |
|-----------------|-------------------------|------------|----------|-------------|
| 地区名             | 所在地                     | 面積(ha)     | 指定年月日    | 主な保全対象      |
| ながきけいこく<br>長木溪谷 | 大館市茂内・雪沢                | 238.0      | S49.11.2 | 溪流、露岩、自然林   |
| いまいずみ<br>今泉     | 北秋田市今泉字南部沢・字中台・字大堤・字大堤脇 | 37.5       | S52.8.11 | 池沼、スギ林、広葉樹林 |
| せんやなみき<br>千屋並木  | 美郷町土崎                   | 7.1        | S51.3.30 | アカマツ、スギ並木   |
| いしざわきょう<br>石沢峡  | 由利本荘市鳥田目・大築・山内・東由利杉森    | 152.2      | S49.5.26 | 渓谷、ケヤキ林     |
| 計               | 4地域                     | 434.8      |          |             |
| 合計              | 23地域                    | 5,594.3941 |          |             |

### (3) 自然環境保全地域の保安全管理

自然環境保全地域及び緑地環境保全地域においては、自然環境の保全のための現況調査を行うとともに、巡視歩道や標識等の施設の整備が不可欠です。

これらの地域では県が委嘱した21名の自然環境保全推進員が、違反行為等がないか巡視を行いました。

## 2 自然景観などの保全

### (1) 都市公園の整備

近年、都市再生の必要性の高まりとともに、都市構造を改善していくための重要な手だてとして、身近な緑とオープンスペースの保全と創出が求められています。

このことから、快適な生活環境やスポーツ・文化活動の場を提供すると同時に、災害時の避難場所、地球温暖化やヒートアイランド現象等の緩衝地としての機能を持つ都市公園の整備を進めています。

本県の都市公園の整備状況は、令和2年度末で603か所1,657haで、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は22.4㎡となっています。

### (2) 河川・海岸の環境整備

近年、河川や海岸の環境に対する意識は、都市化の進展や生活活動の拡大など様々な社会状況の変化により多様化してきています。このため、県では河川環境管理基本計画に基づき、次の事業等を実施して良好な河川及び海岸環境の保全と創出に努めています。

#### ① 多自然川づくり

生物の生息・生育環境や地域の景観等へ配慮した「多自然川づくり」に取り組んでいます。

河川整備とともに瀬と淵の保全や護岸の緑化等を行うことにより、魚介類の生息・産卵や植物の復元ができるような水辺空間の創出に努めているほか、多自然川づくりの基礎資料となる「河川水辺の国勢調査」により、魚介類等の生育調査を実施しています。



齊内川



富士川 魚介類等の生育調査

環境や景観に配慮した川づくり

## ② 河川等環境維持修繕事業

自分たちの住む地域の河川をより大切にしてもらうため、堤防の草刈など簡易な作業を地元自治会等へ委託し、良好な河川環境の維持を地域の手で実施する事業を推進しています。

## ③ 環境整備地域連携事業

地域住民の河川環境等への問題意識向上を図るため、愛護団体やボランティア団体が行う清掃活動等を支援し、地域による美化活動を推進しています。



地域住民による清掃活動（釜谷浜）

## （３）生活環境保全林の整備

県民が安全で安心して暮らすため、森林の担う役割は大きくなっています。森林は最も身近なやすらぎや潤いを与える場所として期待されています。

このため、都市周辺の森林を、国土保全機能や水源かん養機能の向上を図りながら保健休養機能やレクリエーション機能などの森林の公益的な機能を総合的に発揮することができる森林（生活環境保全林）として整備しました。

本県の整備状況は、令和３年度末で箇所数は４１か所、面積は１,７４０haとなっています。

## （４）景観の保全

本県の豊かな自然に恵まれた景観やのどかな風景を守り、心のなごむ県土を将来に引き継ぐために、「秋田県の景観を守る条例」や「秋田県屋外広告物条例」に基づいた規制や指導を行い、地域特性に応じた良好な景観の保全・創出を推進しています。（図５）

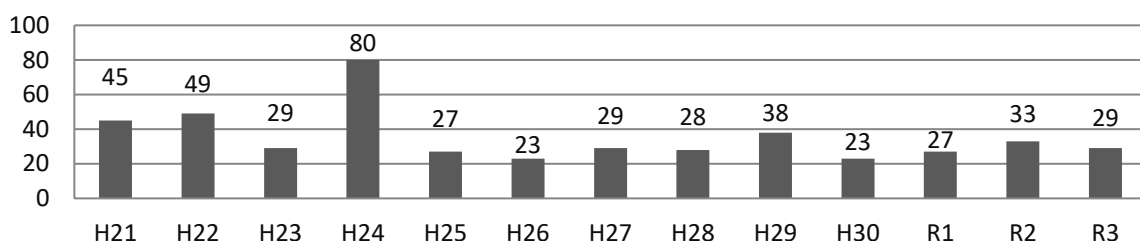


図５ 秋田県の景観を守る条例に基づく建築物又は工作物の新築等の届出件数

## （５）歴史的・文化的遺産の保全

地域住民が日頃大切にし、郷土の誇りとしている由緒ある史跡や建造物、町並みなどを保存し、歴史的・文化的遺産として次の世代に継承していくために、「文化財保護法」や「秋田県文化財保護条例」に基づいて、文化財の指定や保護を進めています。

心豊かな生活を求める県民のふれあいの場、郷土学習の場として活用できる歴史的環境の整備と自然環境の保全のため、令和３年度は建造物の保存修理・防災設備整備などの事業を実施しました（図６）。



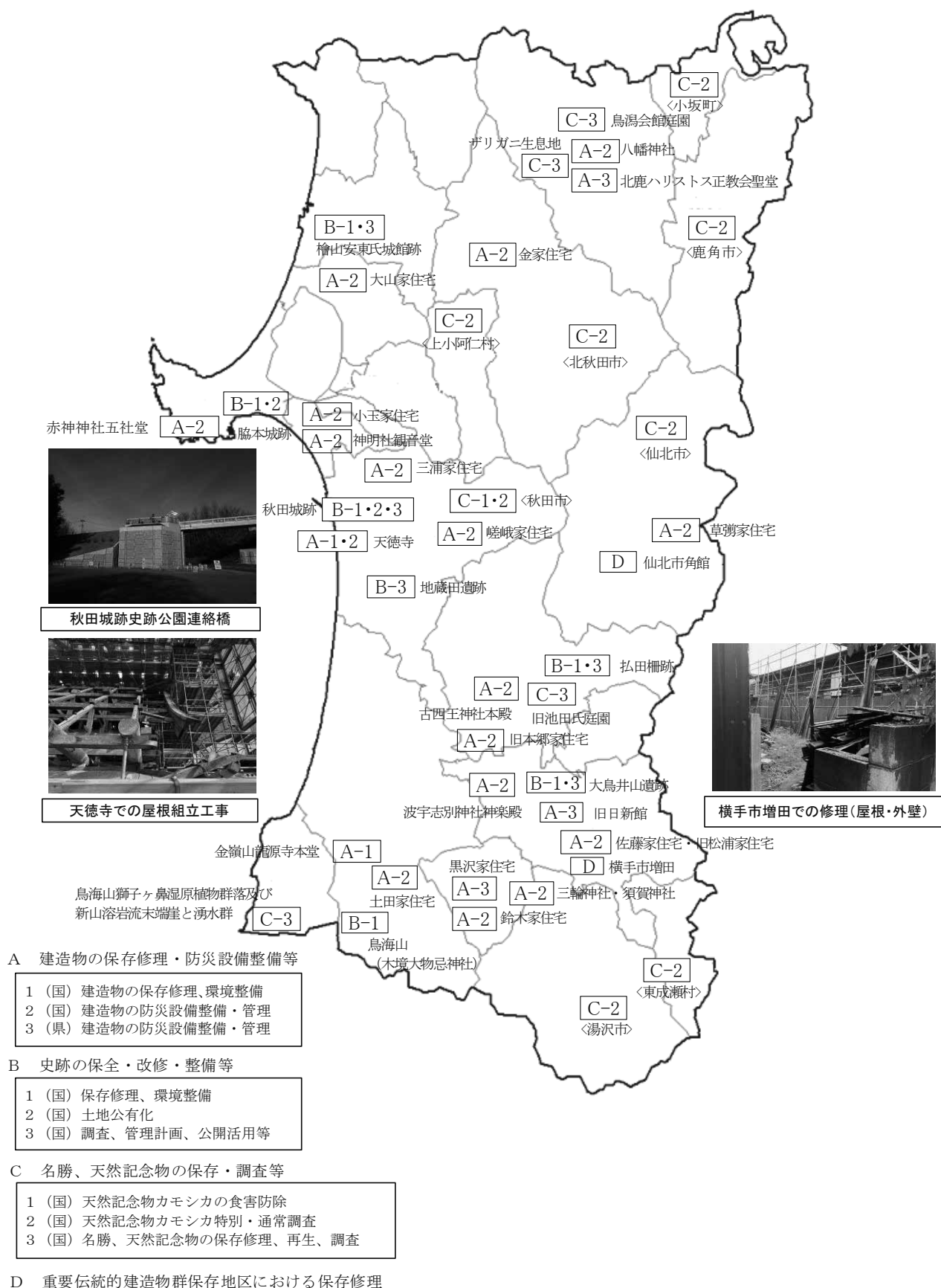


図6 文化財保護法及び秋田県文化財保護条例の対象となる文化財と事業内容（令和3年度）

第2節 野生動植物の保護

本県は、森林を主体に豊かな自然環境に恵まれていることから、生息する野生鳥獣もクマゲラ、イヌワシ、カモシカ、ヤマネ等の希少な種を含む多様な鳥獣相を保っています。

これら野生鳥獣の保護繁殖を図るため、県は令和4年3月に鳥獣保護管理事業計画（計画期間5年間）を策定し、これに基づいて鳥獣保護区等の指定、生息状況調査、傷病鳥獣の保護等を推進しています。

1 秋田県版レッドデータブック

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生動植物について記載している本です。日本では1980年代後半から環境庁（現環境省）等が日本版レッドデータブックを刊行し、その後、各都道府県がそれぞれ地方版を刊行しています。

県では、秋田県版レッドデータブックとして「秋田県の絶滅のおそれのある野生生物」を作成しており、平成13年度に「動物編」と「植物編」を刊行しました。また、平成20年度には、「維管束植物以外編」（蘚苔類・地衣類）を刊行したほか、植物のシャジクモ類についてレッドリストを公表しました。

しかしながら、秋田県版レッドデータブックは、発刊から10年経過し、希少野生動植物の実態が十分に反映されない状況になってきたため、平成21年度から秋田県版レッドデータブック改訂検討委員会を設置して、分類群毎に見直しを進めてきました。平成25年度に「秋田県版レッドデータブック2014（維管束植物）」を発刊した後、平成27年度に「秋田県版レッドデータブック2016動物Ⅰ（鳥類・爬虫類・両生類・淡水魚類・陸産貝類）」を発刊し、令和元年度に「秋田県版レッドデータブック2020動物Ⅱ（哺乳類・昆虫類）」を発刊しました。

このレッドデータブックの情報は、自然環境保全地域や鳥獣保護区の指定、環境アセスメント、野生動植物の保護・保全等に活用されています。

表3 秋田県版レッドデータブック・レッドリスト掲載種数 (令和4年3月31日現在)

| カテゴリー<br>分類群 | 絶滅 | 野生<br>絶滅 | 絶滅危惧種           |                 |                 |               | 準絶滅<br>危惧 | 情報<br>不足 | 地域<br>個体群 | 分布上<br>希少な<br>雑種 | 留意種 | 継続<br>観測種 | 合計    |
|--------------|----|----------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------|----------|-----------|------------------|-----|-----------|-------|
|              |    |          | 絶滅<br>危惧<br>IA類 | 絶滅<br>危惧<br>IB類 | 絶滅<br>危惧<br>II類 | 絶滅<br>危惧<br>計 |           |          |           |                  |     |           |       |
| 哺乳類          | 0  | 0        | 0               | 10              | 5               | 15            | 5         | 2        | 0         | 0                | 2   | 4         | 28    |
| 鳥類           | 0  | 0        | 10              | 4               | 17              | 31            | 42        | 20       | 0         | 0                | 1   |           | 94    |
| 爬虫類          | 0  | 0        | 0               | 0               | 0               | 0             | 0         | 2        | 0         | 0                | 0   |           | 2     |
| 両生類          | 0  | 0        | 0               | 0               | 0               | 0             | 1         | 0        | 0         | 0                | 0   |           | 1     |
| 淡水魚類         | 1  | 0        | 6               | 6               | 8               | 20            | 7         | 9        | 1         | 0                | 3   |           | 41    |
| 昆虫類          | 5  | 0        | 35              | 44              | 43              | 122           | 72        | 105      | 1         | 0                | 2   |           | 307   |
| 陸産貝類         | 0  | 0        | 4               | 3               | 3               | 10            | 4         | 3        | 0         | 0                | 1   |           | 18    |
| 維管束植物        | 12 | 0        | 168             | 217             | 145             | 530           | 149       | 33       | 0         | 62               | 13  |           | 799   |
| 蘚苔類          | 0  | 0        | 19              |                 | 0               | 19            | 1         | 13       | 0         | 0                | 0   |           | 33    |
| 地衣類          | 0  | 0        | 3               |                 | 2               | 5             | 5         | 8        | 0         | 0                | 0   |           | 18    |
| シャジクモ類       | 2  | 0        | 6               |                 | 4               | 10            | 4         | 1        | 0         | 0                | 0   |           | 17    |
| 合計           | 20 | 0        | 28※             |                 |                 |               |           |          |           |                  |     |           |       |
|              |    |          | 223             | 284             | 227             | 762           | 290       | 196      | 2         | 62               | 22  | 4         | 1,358 |

※ 蘚苔類、地衣類、シャジクモ類の絶滅危惧種Ⅰ類としての合計値

絶滅危惧種ⅠA類、ⅠB類の合計値は上記3分類群を除いた数

## 2 野生鳥獣の保護

### (1) 鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護に対する県民の理解を深めるため、各種リーフレットの配布や県のウェブサイトへの掲載等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発に努めました。特に小中学生を中心としたポスターの愛鳥作品コンクールを実施し、優秀な作品は表彰と日本鳥類保護連盟主催の「愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に推薦しました。

### (2) 鳥獣保護管理事業計画の推進

#### ① 鳥獣保護区の指定状況

鳥獣の保護繁殖を図るため、必要な地域について鳥獣保護区、特別保護地区等の指定を進めています。

令和3年度における県指定鳥獣保護区は森林鳥獣生息地3か所1,262ha、身近な鳥獣生息地2か所52ha、特別保護地区1か所101ha、特定猟具使用禁止区域5か所493haの指定を行いました。これにより、令和3年度末で162か所が鳥獣保護区に指定されています。

#### ② 鳥類分布調査

鳥獣の生息地として重要な森林、草原、湖沼等について、生息鳥獣類の実態を把握し、その環境と種の保護を図るため、昭和46年度から毎年度鳥類分布調査を実施していますが、令和3年度は萩形（上小阿仁村）、鳥海（由利本荘市）、矢島（由利本荘市）の鳥獣保護区について実施しました。

また、ガンカモ類の全国一斉調査として、令和4年1月18日に主要な越冬飛来地において生息状況の把握を行い、8,006羽を確認しました。

### (3) 鳥獣保護巡視員

野生鳥獣の保護管理及び狩猟に関し適切な指導・管理を行うため、県内に53名の鳥獣保護巡視員を配置し、傷病野生鳥獣の保護、鳥獣保護区等の管理、鳥獣関係の調査等を行っています。

### (4) 鳥獣保護センターの状況

野生鳥獣の生態調査の実施や傷病野生鳥獣の保護を図るため、昭和48年に五城目町に鳥獣保護センターを開設しており、愛鳥山荘や鳥獣保護舎等の主要施設が整備されています。令和3年度の野生鳥獣の保護状況は、鳥類が159羽、獣類が11頭でした。

### (5) 特定鳥獣管理計画による鳥獣の保護

#### ① カモシカ

カモシカが県内全域に広く分布しており、今後も農作物被害の発生が危惧されるため、令和3年度末に第5次ニホンカモシカ管理計画を策定し、農作物への被害防止と適切な保護管理対策を講じています。

#### ② ニホンザル

白神山地周辺においてニホンザルによる農作物被害金額が増大していることから、被害の防止と適切な保護管理対策を行うため、令和3年度には、北秋田市（二本杉地区）において、群れの分布状況を調査したほか、令和3年度末に第5次ニホンザル管理計画を策定しました。

#### ③ ツキノワグマ

県内において、ツキノワグマによる人身・農林業被害が依然として発生している一方で、生息数の安定的維持を図る必要があることから、令和3年度末に策定した第5次ツキノワグマ管理計画に基づき、被害の防止・軽減と適切な保護管理対策を推進しています。

#### ④ ニホンジカ

県内において絶滅したとされていたニホンジカが、近年、県内各地で目撃・捕獲される事例が増加しており、今後農林業等への被害が深刻化するおそれがあるため、令和３年度末に第２次ニホンジカ管理計画を策定し、農林業被害の防止に向けた管理対策を講じています。

#### ⑤ イノシシ

県内において生息していなかったイノシシが、近年、県内各地で目撃・捕獲される事例が増加しており、今後農業等への被害が深刻化するおそれがあるため、令和３年度末に第２次イノシシ管理計画を策定し、生息域拡大防止に向けた管理対策を講じています。

#### ⑥ カワウ

近年、カワウが東北地方においても分布を広げています。内水面漁業被害やコロニー周辺での生活環境被害等の軽減と、カワウとの共存の両立を図るため、令和３年度末に第１次カワウ管理計画を策定しました。

第3節 外来種への対応

1 外来種問題

外来種とは、本来生息・生育する地域から、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に導入された種をいいます。その中には、地域の生態系、人の生命及び身体、農林水産業へ大きな被害を与える種も存在し大きな脅威となっています。

国の機関等と連携しながら拡散防止対策の策定や駆除活動に取り組んでいます。

また、ペットとして飼育されていた生物が管理放棄されることで問題になる事例も数多くありますので、外来種問題について理解を深めてもらうため、県民に対する普及啓発活動も進めます。



白神山地世界遺産地域合同パトロール  
(オオハンゴンソウの駆除活動)

第4節 生物多様性の主流化

1 自然保護思想の普及啓発

様々な環境問題に対処するためには、①自然の理にかなった方策で、②環境と人との絆を強め、③環境を広く分かち合う「環境にやさしい文化」を創造する必要があります。

こうした新しい文化の創造に当たっては、自然を大切にし、自然とふれあい、自然と調和した活動を行う県民意識を育むことが大切です。

そこで、里山の自然とのふれあいを通して人と自然との関わりについて理解を深めることを目的とした施設である「秋田県環境と文化のむら」では、自然との正しい接し方、自然の楽しみ方について指導したほか、定期的に自然観察会、体験教室を実施しました。

また、愛鳥週間、環境月間、自然に親しむ運動などの各種行事を通じ自然保護思想の普及啓発に努めました。

表4 令和3年度自然環境学習拠点施設の利用者数

| 施設名                | 利用者    |
|--------------------|--------|
| 環境と文化のむら<br>(五城目町) | 8,943名 |



自然観察会



第5節 自然とのふれあい推進

1 自然公園の保護と整備

(1) 自然公園の指定状況

本県には、十和田八幡平国立公園をはじめ、鳥海、栗駒、男鹿の3つの国定公園と田沢湖抱返り県立自然公園等8つの県立自然公園があり、県内の代表的な山岳、溪谷、海岸等の景勝地が自然公園として指定されています。その合計面積は126,190ha（海域除く）で、県土の約11%を占めています（表5）。  
自然公園内においては、公園の保護及び利用のための規制又は施設に関する公園計画を定め、この計画に基づいて風致景観及び自然環境の保全と、適正な公園利用の推進を図っています。

表5 自然公園の概要 (令和4年3月31日現在、単位：ha)

| 公園名              | 指定年月日                     | 関係市町村名                  | 面積<br>(①～④) | 特 別<br>保護地区<br>① | 特別地域<br>② | 普通地域<br>③ | 土地所有別(①～③) |        |        |         | 海域<br>④ |
|------------------|---------------------------|-------------------------|-------------|------------------|-----------|-----------|------------|--------|--------|---------|---------|
|                  |                           |                         |             |                  |           |           | 国有地        | 公有地    | 私有地    | 小計      |         |
| 十和田八幡平<br>国立公園   | S11. 2. 1<br>(S31. 7. 10) | 鹿角市、小坂町<br>仙北市(八幡平地区追加) | 29,202      | 1,500            | 27,335    | 367       | 28,187     | 660    | 355    | 29,202  | —       |
| 鳥海国定公園           | S38. 7. 24                | 由利本荘市<br>にかほ市           | 15,940      | —                | 15,402    | —         | 9,040      | 4,537  | 1,825  | 15,402  | 538     |
| 栗駒国定公園           | S43. 7. 22                | 湯沢市、東成瀬村                | 23,207      | 3,158            | 20,049    | —         | 21,978     | 639    | 590    | 23,207  | —       |
| 男鹿国定公園           | S48. 5. 15                | 男鹿市                     | 11,534      | 160              | 7,923     | 73        | 2,199      | 1,972  | 3,985  | 8,156   | 3,378   |
| 小 計              |                           |                         | 79,883      | 4,818            | 70,709    | 440       | 61,404     | 7,808  | 6,755  | 75,967  | 3,916   |
| 田沢湖抱返り<br>県立自然公園 | S35. 4. 1                 | 仙北市                     | 7,477       | —                | 6,186     | 1,291     | 5,881      | 212    | 1,384  | 7,477   | —       |
| きままち阪<br>県立自然公園  | S39. 7. 16                | 能代市                     | 599         | —                | 543       | 56        | 67         | 86     | 446    | 599     | —       |
| 八森岩館<br>県立自然公園   | S39. 7. 16                | 八峰町                     | 2,179       | —                | 935       | 68        | 66         | 718    | 219    | 1,003   | 1,176   |
| 森吉山<br>県立自然公園    | S43. 10. 1                | 北秋田市                    | 15,214      | —                | 14,586    | 628       | 14,801     | 181    | 232    | 15,214  | —       |
| 太平山<br>県立自然公園    | S47. 7. 15                | 秋田市、五城目町<br>上小阿仁村       | 11,897      | —                | 11,897    | —         | 10,452     | —      | 1,445  | 11,897  | —       |
| 田代岳<br>県立自然公園    | S50. 1. 11                | 大館市                     | 1,855       | —                | 1,855     | —         | 1,855      | —      | —      | 1,855   | —       |
| 真木真昼<br>県立自然公園   | S50. 1. 11                | 大仙市、美郷町                 | 5,903       | —                | 5,873     | 30        | 5,312      | 51     | 540    | 5,903   | —       |
| 秋田白神<br>県立自然公園   | H16. 8. 24                | 八峰町、藤里町                 | 6,275       | —                | 4,106     | 2,169     | 3,765      | 2,201  | 309    | 6,275   | —       |
| 小 計              |                           |                         | 51,399      | —                | 45,981    | 4,242     | 42,199     | 3,449  | 4,575  | 50,223  | 1,176   |
| 合 計              |                           |                         | 131,282     | 4,818            | 116,690   | 4,682     | 103,603    | 11,257 | 11,330 | 126,190 | 5,092   |

(2) 自然公園の保護

① 自然公園管理員

自然公園の適正な利用と施設管理を充実させるため、県内12の自然公園に19名の自然公園管理員を配置し、高山植物の盗採防止に向けた啓発や利用者のマナー指導、施設の維持管理等の業務を行っています（表6）。  
また、特に高山植物の盗採の多い夏期には、八幡平、秋田駒ヶ岳及び栗駒山地区において、地元市町村や森林管理署、警察署等とともに合同のパトロールを実施しています。

表 6 自然公園管理員配置状況

(令和 3 年度)

| 自然公園名        | 配置人員(人) | 管理区域       | 関係市町村      |
|--------------|---------|------------|------------|
| 十和田八幡平国立公園   | 3       | 八幡平        | 鹿角市・仙北市    |
|              |         | 玉川・焼山      | 仙北市        |
|              |         | 南八幡平       |            |
| 鳥海国定公園       | 2       | 鳥海・矢島      | 由利本荘市      |
|              |         | 象潟         | にかほ市       |
| 栗駒国定公園       | 3       | 川原毛・秋の宮    | 湯沢市        |
|              |         | 須川・焼石岳     | 東成瀬村       |
|              |         | 泥湯・小安      | 湯沢市        |
| 男鹿国定公園       | 2       | 寒風山・五里合・門前 | 男鹿市        |
|              |         | 真山・入道崎・加茂  |            |
| 田沢湖抱返り県立自然公園 | 1       | 全域         | 仙北市        |
| きみまち阪県立自然公園  | 1       | 二ツ井・藤里     | 能代市        |
| 秋田白神県立自然公園   |         |            | 藤里町        |
| 八森岩館県立自然公園   | 1       | 八峰         | 八峰町        |
| 秋田白神県立自然公園   |         |            |            |
| 森吉山県立自然公園    | 2       | 森吉         | 北秋田市       |
|              |         | 阿仁         |            |
| 太平山県立自然公園    | 2       | 太平山北部      | 五城目町・上小阿仁村 |
|              |         | 太平山南部      | 秋田市        |
| 田代岳県立自然公園    | 1       | 全域         | 大館市        |
| 真木真昼県立自然公園   | 1       | 全域         | 大仙市・美郷町    |
| 合計           | 19      |            |            |

## ② 美化清掃活動等

自然公園は主に山岳や海岸部に位置するため、効率的な清掃活動が難しく、県や各市町村はその対策に苦慮しています。このため、地元に清掃団体を育成し、県及び関係市町村がそれぞれ事業費の一部を負担して、自然公園内における美化清掃活動を行っています。

令和 3 年度は、この活動を行う 9 団体に対して補助金を交付しました（表 7）。

表 7 清掃活動事業費補助金交付団体一覧

(令和 3 年度)

| 公園名          | 清掃活動団体名           | 設立年度  |
|--------------|-------------------|-------|
| 十和田八幡平国立公園   | (一社)十和田湖国立公園協会    | 昭和 45 |
|              | 八幡平を美しくする会南八幡平支部  | 昭和 48 |
| 鳥海国定公園       | 鳥海国定公園を美しくする会     | 昭和 51 |
| 栗駒国定公園       | 湯沢市栗駒国定公園を美しくする会  | 昭和 55 |
| 男鹿国定公園       | 男鹿を美しくする会         | 昭和 62 |
| 田沢湖抱返り県立自然公園 | 田沢湖を美しくする会        | 昭和 55 |
| 森吉山県立自然公園    | ふるさとあに観光案内人の会     | 平成 9  |
| 田代岳県立自然公園    | 田代岳を愛する会          | 平成 18 |
| 真木真昼県立自然公園   | 真木真昼県立自然公園を美しくする会 | 昭和 56 |

### ③ 許可等の状況

自然公園内においては、自然景観及び自然環境の保全を図るため、保護計画に基づいて、公園区域を特別地域（特別保護地区（県立自然公園を除く）、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）及び普通地域に区分し、公園内で行われる各種行為について許可又は届出制度により規制しています。許可等の処分権限は、国立公園においては環境大臣が、国定公園及び県立自然公園においては県知事が有しています。ただし、県立自然公園においては、処分権限の一部を市町村に移譲しています。

令和3年度に県知事が許可等した件数は、工作物の新改増築93件など、計171件となっています（表8）。

表8 自然公園内の許可等処理状況（令和3年度）

（単位：件）

| 区 分      | 新改増築<br>工作物の | 木竹の<br>損傷 | 伐採等<br>木竹の | 土石の<br>採取 | 設置等<br>広告物の | 形状変更<br>土地の | 指定植物<br>の採取 | 小計  |
|----------|--------------|-----------|------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 県立普通地域   |              |           |            |           |             |             |             | 0   |
| 県立特別地域   | 15           |           | 8          | 10        |             |             |             | 33  |
| 国定普通地域   | 1            |           |            |           |             |             |             | 1   |
| 国定特別地域   | 77           |           | 7          | 31        | 6           | 3           | 9           | 133 |
| 国定特別保護地区 |              |           | 1          | 3         |             |             |             | 4   |
| 合計       | 93           |           | 16         | 44        | 6           | 3           | 9           | 171 |

### ④ 特定民有地の公有地化

県内の自然公園には約11千haの民有地が包含されていますが、このうち優れた自然景観を有する地域や学術的に貴重な地形・動植物等の分布する地域は、特別保護地区や第1種特別地域に指定され、その保護・保全が図られています。

これらの地域においては、私権との調整を十分に図る必要があるため、必要に応じて、県が民有地を買上げ、土地の公有地化を進めています。なお、過去に、男鹿国定公園の一部について、公有地化を図りました（表9）。

表9 特定民有地買上げ事業実績一覧

（令和4年3月31日現在）

| 年度  | 公園名   | 地区     | 保護計画    | 面積(ha) | 事業費(千円) |
|-----|-------|--------|---------|--------|---------|
| 52  | 男鹿（定） | 寒風山    | 第1種特別地域 | 40.19  | 169,304 |
| 53  | 男鹿（定） | 寒風山    | 第1種特別地域 | 26.16  | 112,921 |
| 55  | 男鹿（定） | 寒風山    | 第1種特別地域 | 78.12  | 355,422 |
| 57  | 男鹿（定） | 戸賀・入道崎 | 第1種特別地域 | 21.60  | 106,547 |
| 58  | 男鹿（定） | 寒風山    | 第1種特別地域 | 7.91   | 37,196  |
| 合 計 |       |        |         | 173.98 | 781,390 |

## （3）自然公園の利用

### ① 利用状況

自然公園の適正な利用の推進を図るため、公園計画に基づいて各種施設の整備を行っており、それらの施設を活用して、自然探勝、温泉、登山、キャンプ、スキー等様々な利用がされています（表10）。

表 10 自然公園の利用状況

(単位：千人)

| 公園別 / 年    | 平成 27<br>年 | 平成 28<br>年 | 平成 29<br>年 | 平成 30<br>年 | 令和元年  | 令和 2 年 | 令和 3 年 |
|------------|------------|------------|------------|------------|-------|--------|--------|
| 十和田八幡平(国立) | 2,296      | 2,217      | 2,176      | 2,072      | 2,090 | 1,251  | 1,260  |
| 鳥海(国定)     | 692        | 675        | 695        | 665        | 690   | 461    | 496    |
| 栗駒(国定)     | 130        | 126        | 127        | 135        | 129   | 107    | 113    |
| 男鹿(国定)     | 1,643      | 1,586      | 1,596      | 1,636      | 1,732 | 921    | 972    |
| 田沢湖抱返り(県立) | 1,070      | 892        | 841        | 866        | 799   | 501    | 433    |
| きみまち阪(県立)  | 176        | 144        | 134        | 75         | 25    | 6      | 16     |
| 八森岩館(県立)   | 538        | 482        | 454        | 438        | 437   | 289    | 292    |
| 森吉山(県立)    | 43         | 55         | 50         | 46         | 48    | 63     | 48     |
| 太平山(県立)    | 421        | 418        | 413        | 395        | 410   | 293    | 321    |
| 田代岳(県立)    | 15         | 15         | 8          | 20         | 29    | 20     | 20     |
| 真木真昼(県立)   | 118        | 113        | 116        | 115        | 109   | 63     | 85     |
| 秋田白神(県立)   | 154        | 94         | 89         | 93         | 103   | 72     | 83     |
| 合計         | 7,296      | 6,817      | 6,699      | 6,556      | 6,601 | 4,047  | 4,139  |

## ② 利用者指導

自然保護思想の普及啓発と、環境学習の場を提供することを目的に、9 か所にビジターセンター（博物展示施設）等を設置しています（表 11）。

各施設では自然や地理、動植物などの情報を模型や動画などで紹介しているほか、木の実や葉っぱといった自然素材を活用した体験学習のプログラムが提供されています。

令和 3 年度には、玉川温泉ビジターセンターと鉾立ビジターセンターの展示更新を行いました。

表 11 ビジターセンター等の一覧

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

| 名 称               | 所在地         | 整備年度  | 延床面積               | 設置主体  |
|-------------------|-------------|-------|--------------------|-------|
| 八幡平ビジターセンター       | 十和田八幡平国立公園  | 平成 13 | 802 m <sup>2</sup> | 環境省   |
| 玉川温泉ビジターセンター      |             | 平成 5  | 803 m <sup>2</sup> | 県     |
| 秋田駒ヶ岳情報センター       |             | 平成 17 | 351 m <sup>2</sup> | 県     |
| 秋田駒ヶ岳火山防災ステーション   |             | 平成 17 | 314 m <sup>2</sup> | 国土交通省 |
| 鉾立ビジターセンター        | 鳥海国定公園      | 昭和 60 | 378 m <sup>2</sup> | 県     |
| 素波里ふるさと自然公園センター   | 秋田白神県立自然公園  | 昭和 58 | 300 m <sup>2</sup> | 県     |
| 白神山地世界遺産センター（藤里館） | 白神山地世界遺産地域  | 平成 10 | 719 m <sup>2</sup> | 環境省   |
| 森吉山野生鳥獣センター       | 森吉山国指定鳥獣保護区 | 平成 16 | 522 m <sup>2</sup> | 環境省   |
| 愛鳥山荘、自然ふれあいセンター   | 環境と文化のむら    | 平成 7  | 51.9ha※            | 県     |

※敷地面積

#### (4) 公園施設の整備

自然公園の保護と適正な利用の推進を図るため、国立・国定公園については国の交付金を活用しながら、公園計画に基づく各種施設の整備や既存施設の維持更新を行っています（表 12）。

表 12 自然公園施設整備の概要

（令和 3 年度）

| 公 園 名        | 施 設 名   | 整 備 内 容  |
|--------------|---------|----------|
| 十和田八幡平国立公園   | 玉川温泉園地  | トイレ改修    |
|              | 玉川温泉歩道  | 落石防止網、法枠 |
| 鳥海国定公園       | 法体の滝園地  | 吊橋改修     |
|              | 法体の滝園地  | トイレ改修    |
| 栗駒国定公園       | 須川キャンプ場 | 管理棟改修    |
|              | 須川高原園地  | 歩道改修     |
| 田沢湖抱返り県立自然公園 | 女夫橋     | 橋梁改修     |
|              | モヤ森自転車道 | 舗装改修     |
| 森吉山県立自然公園    | 安の滝歩道   | 歩道改修     |
|              | 小又峡歩道   | 歩道改修     |
| 真木真昼県立自然公園   | 袖川園地    | トイレ改修    |

## 2 森林の総合利用

健康志向の高まり、週休二日制などによる余暇時間の増大、環境問題に対する関心の高まりなど、森林をエリアとしたレクリエーションや野外活動、さらには、自然観察会などのエコツアーなど、森林に対するニーズが多様化してきています。

森林のもつ保健休養などの機能を活用した県民の森やキャンプ場などの森林総合利用施設を整備し、豊かな森林を活用した観光・レクリエーションの場として、地域活性化にも寄与しています。

また、「水と緑の森林祭」、「緑の募金」街頭キャンペーンなど各種の緑化推進運動を通じて、県民と森林とのふれあいの推進を図っています。令和 3 年度までに、130 か所の森林を利用した総合施設を整備しました（表 13）。

表 13 森林総合利用施設の整備状況

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

| 名 称     | 箇所  | 摘 要                    |
|---------|-----|------------------------|
| いこいの森   | 47  |                        |
| 立県百年の山  | 1   | 能代市                    |
| 森林総合利用  | 35  | 林業構造改善事業<br>森林空間総合整備事業 |
| 生活環境保全林 | 41  | 治山事業                   |
| 県民の森    | 1   | 仙北市                    |
| 樹園地     | 3   | 鹿角市、秋田市、仙北市            |
| 学習交流の森  | 1   | 学習交流館場内（秋田市）           |
| 体験の森    | 1   | ぶなっこランド内（八峰町）          |
| 合 計     | 130 |                        |



自然観察会の様子



3 温泉の保護と利用

(1) 温泉の利用

本県は豊かな温泉資源に恵まれており、令和4年3月末現在における温泉地は109地域、浴用・飲用利用向けの源泉総数515か所となっています（表14）。  
宿泊施設は204施設で、令和3年度の年間延べ宿泊利用人員は1,140千人となっており、保健休養の場として利用されています。  
一方、地熱水の利用による発電、農林水産業、温水プール等の多目的活用も図られています。

表 14 市町村別源泉数（浴用・飲用分）

| (令和4年3月31日現在) |     |       |     |
|---------------|-----|-------|-----|
| 市町村名          | 源泉数 | 市町村名  | 源泉数 |
| 秋田市           | 25  | 小坂町   | 5   |
| 能代市           | 7   | 上小阿仁村 | 1   |
| 横手市           | 28  | 三種町   | 7   |
| 大館市           | 47  | 八峰町   | 6   |
| 男鹿市           | 21  | 藤里町   | 3   |
| 湯沢市           | 85  | 五城目町  | 7   |
| 鹿角市           | 116 | 八郎潟町  | 0   |
| 由利本荘市         | 24  | 井川町   | 0   |
| 潟上市           | 3   | 大潟村   | 2   |
| 大仙市           | 33  | 美郷町   | 7   |
| 北秋田市          | 17  | 羽後町   | 1   |
| にかほ市          | 13  | 東成瀬村  | 6   |
| 仙北市           | 51  | 県計    | 515 |

※利用・未利用の状況が確認できない源泉は除く

(2) 温泉の保護

① 許可等処理状況

温泉を保護するとともに、その適正利用を図るため、温泉法に基づいて許可等を行っています（表15）。

表 15 温泉法に係る許可状況（過去5年間）

| 年度<br>区分     | H29      | H30      | R1       | R2       | R3       |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 掘削           | 7        | 1        | 1        | 4        | 4        |
| 増掘           | 2        | 1        | 1        | 0        | 0        |
| 動力装置         | 3        | 2        | 2        | 1        | 3        |
| 温泉利用         | 19       | 31       | 17       | 20       | 9        |
| 採取<br>(濃度確認) | 1<br>(3) | 0<br>(4) | 0<br>(3) | 1<br>(1) | 3<br>(1) |

② 温泉保護地域等

本県では、源泉相互間の影響が現れている地域、近年に温泉の水位、温度の低下等の衰退現象が見られる地域を温泉保護地域として定め、掘削、増掘等の規制を行うとともに、秋田県温泉保護対策要綱を定め、温泉の恒久的な保護と適正利用の推進を図っています。

③ 国民保養温泉地

温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善が必要な地域である八幡平温泉郷、大館ぐるみ温泉郷、田沢湖高原温泉郷、秋ノ宮温泉郷が国民保養温泉地として定められています。

④ 地熱開発地域環境調査

地熱開発の周辺既存温泉への影響等を調査するため、次の調査を毎年継続的に実施しています。  
調査対象：八幡平地域 3源泉(昭和52年度から)、小安・秋ノ宮地域 5源泉(昭和53年度から)  
玉川地域 1源泉(平成2年度から)  
調査時期及び調査項目：年2回(6月、10月)温度、pH、湧出量等の11項目を調査

## 第6節 農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上

### 1 農地

平成12年度に「秋田県特別栽培農産物認証要綱」等を制定し、慣行レベルに比べて、化学合成農薬（節減対象農薬）の成分回数及び化学肥料（窒素成分）の使用量が50%以下で栽培された農産物を特別栽培農産物とする認証制度を進めています。

平成23年度からは、環境保全型農業直接支払対策が始まり、平成27年度には「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、環境保全型農業直接支払制度を通じて、地域でまとまりを持った環境保全型農業の取組や、農業者の技術向上活動等を推進しました。

令和3年度は県内11市町村の21団体、4,475haで取り組んでいます（表16）。

表16 環境保全型農業への取組

（令和4年3月31日現在）

| 年度<br>項目 | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 取組市町村    | 17市町村   | 16市町村   | 16市町村   | 16市町村   | 15市町村   | 13市町村   | 11市町村   |
| 実施面積     | 1,218ha | 1,443ha | 1,611ha | 1,525ha | 1,519ha | 4,204ha | 4,475ha |
| カバークロップ  | 362ha   | 490ha   | 490ha   | 544ha   | 493ha   | 454ha   | 370ha   |
| 有機農業     | 602ha   | 640ha   | 603ha   | 500ha   | 459ha   | 452ha   | 440ha   |
| 堆肥の施用    | 237ha   | 287ha   | 292ha   | 254ha   | 255ha   | 255ha   | 246ha   |
| 長期中干し    |         |         |         |         |         | 2,497ha | 2,783ha |
| 地域特認     | 17ha    | 25ha    | 225ha   | 227ha   | 312ha   | 547ha   | 637ha   |

### 2 森林

森林は、木材の生産・販売といった経済的な機能のほか、水源のかん養や土砂崩壊の防止、保健休養などの公益的機能を有しています。特に近年は公益的機能について県民の関心が高まっており、植樹などによる県民参加の森づくり活動や、トレッキングを通じて、森林の持つ公益的機能の理解を深める取組を進めています。

本県は、森林の面積が83万9千ha（県土面積の72%）、蓄積が1億9千万 $m^3$ となっているな

ど、全国でも有数の森林県であり、特にスギ人工林の面積は全国1位となっています（表17）。

表17 森林の概要

（令和3年3月31日現在）

| 区 分 | 面 積<br>(千 ha) | 蓄 積 (千 $m^3$ ) |         |        |
|-----|---------------|----------------|---------|--------|
|     |               | 総 数            | 針葉樹     | 広葉樹    |
| 国有林 | 392           | 64,866         | 35,412  | 29,417 |
| 民有林 | 448           | 122,404        | 95,919  | 26,486 |
| 合計  | 839           | 187,270        | 131,331 | 55,903 |

※蓄積とは、森林における立木の材積のこと。  
蓄積の総数については、内訳の計とは一致しない。  
森林面積は単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない。



県民参加の森づくり活動



トレッキング

## (1) 林地開発

林地開発許可制度は、林地の適正な利用を図ることにより、森林の持つ公益的機能を維持することを目的としています。

近年、国民生活や経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場として活用する意識が高まっているほか、林業・山村側からも森林を多面的に利用して地域活性化を図る動きがありますが、その反面、環境問題・水問題などへの懸念も出てきています。そのため森林の利用と環境保全との調整が図られるよう適正な運用に努めています。

令和3年度は、12件、56haの林地開発を許可しました(表18)。

表18 林地開発の許可及び協議の状況

(令和4年3月31日現在) (単位: 件・ha)

| 開発行為の<br>目的<br>年度 |      | 工場・<br>事業場<br>用地の<br>造成(再<br>生可能エ<br>ネルギー<br>発電設備<br>を除く) | 再生可<br>能エネ<br>ルギー<br>発電設<br>備(太<br>陽光) | 再生可<br>能エネ<br>ルギー<br>発電設<br>備(風<br>力) | 土石の<br>採掘 | 道路の<br>新設又<br>は改築 | ダム等<br>の設置 | 廃棄物<br>処理施<br>設の設<br>置 | 残土処<br>分場等<br>の設置 | その他      | 計         |
|-------------------|------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------|-----------|-------------------|------------|------------------------|-------------------|----------|-----------|
| H30               | 新規許可 |                                                           | (2)<br>3                               | (2)<br>7                              |           |                   |            |                        |                   |          | (4)<br>10 |
|                   | 変更許可 |                                                           | (2)<br>5                               |                                       | (5)<br>5  |                   |            | (1)<br>0               |                   |          | (8)<br>10 |
|                   | 協議   |                                                           |                                        |                                       | (1)<br>4  | (4)<br>24         |            |                        | (1)<br>4          |          | (6)<br>32 |
| R元                | 新規許可 | (2)<br>4                                                  |                                        |                                       |           |                   |            |                        |                   |          | (2)<br>4  |
|                   | 変更許可 |                                                           |                                        |                                       | (8)<br>13 |                   |            | (1)<br>0               |                   |          | (9)<br>13 |
|                   | 協議   |                                                           |                                        |                                       |           |                   |            |                        |                   |          | (0)<br>0  |
| R2                | 新規許可 | (2)<br>9                                                  |                                        | (2)<br>4                              | (1)<br>1  |                   |            |                        |                   |          | (5)<br>14 |
|                   | 変更許可 | (2)<br>1                                                  |                                        |                                       | (5)<br>9  |                   |            |                        |                   |          | (7)<br>10 |
|                   | 協議   |                                                           |                                        |                                       |           | (3)<br>14         | (1)<br>2   |                        | (1)<br>8          |          | (5)<br>24 |
| R3                | 新規許可 |                                                           |                                        |                                       | (1)<br>2  |                   |            |                        |                   |          | (1)<br>2  |
|                   | 変更許可 | (1)<br>1                                                  |                                        | (1)<br>0                              | (3)<br>10 |                   |            |                        |                   | (1)<br>0 | (6)<br>11 |
|                   | 協議   | (1)<br>6                                                  |                                        |                                       | (2)<br>4  | (1)<br>8          | (1)<br>25  |                        |                   |          | (5)<br>43 |

※上段( )内は件数、下段は面積・単位ha

## (2) 保安林

本県の保安林面積は、民有保安林が97,649ha、国有保安林が366,370haで合わせて464,020haとなっており、全森林面積の約55%を占めています。

保安林は、水源のかん養や山地災害の防止、保健休養等、公益的な諸機能を持っており、県では、県民の安全な暮らしを守るため、計画的な保安林の整備を図っています。日本の自然百選の一つである能代市の「風の松原」は飛砂防備保安林に、日本の名水百選となっている美郷町の「湧水群」の源は水源かん養保安林にそれぞれ指定されています(表19)。

表 19 保安林の概況

(令和 4 年 3 月 31 日現在) (単位 : 件・ha)

| 保安林種別<br>所有形態 | 総数             |                     | 水源かん養保安林   |                   | 土砂流出防備保安林  |                   | 土砂崩壊防備保安林 |            |
|---------------|----------------|---------------------|------------|-------------------|------------|-------------------|-----------|------------|
|               | 箇所             | 面積                  | 箇所         | 面積                | 箇所         | 面積                | 箇所        | 面積         |
| 民有林           | (140)<br>3,047 | (4,244)<br>97,649   | 582        | 65,115            | 1,138      | 24,395            | 736       | 1,073      |
| 国有林           | (57)<br>340    | (29,491)<br>366,370 | 210        | 335,327           | (10)<br>76 | (4,890)<br>26,501 | (1)<br>2  | (18)<br>92 |
| 保安林種別<br>所有形態 | 飛砂防備保安林        |                     | 保健保安林      |                   | その他        |                   |           |            |
|               | 箇所             | 面積                  | 箇所         | 面積                | 箇所         | 面積                |           |            |
| 民有林           | 101            | 1,721               | (136)<br>1 | (4,195)<br>2      | (4)<br>489 | (49)<br>5,343     |           |            |
| 国有林           | 14             | 730                 | (42)<br>13 | (24,354)<br>1,085 | (4)<br>25  | (229)<br>2,635    |           |            |

※ ( ) は兼種保安林

### (3) 松林の保全

本県の海岸線約 263km には、飛砂防備や防風、保健休養の面で重要な役割を果たしている松林が広がっています。

昭和 57 年に旧象潟町で初めて松くい虫による被害が確認されてからしだいに被害地域が拡大し、平成 24 年度には被害地域が県内全市町村に及んでいます。県民共有の財産を松くい虫被害から守るため、被害木駆除や薬剤散布を行うなど、防除に努めています。

令和 3 年度の被害量は 7,812m<sup>3</sup> で、平成 14 年度のピーク時の約 20%にまで減少していますが、未だ高水準にあり、依然として予断を許さない状況にあります (図 7)。

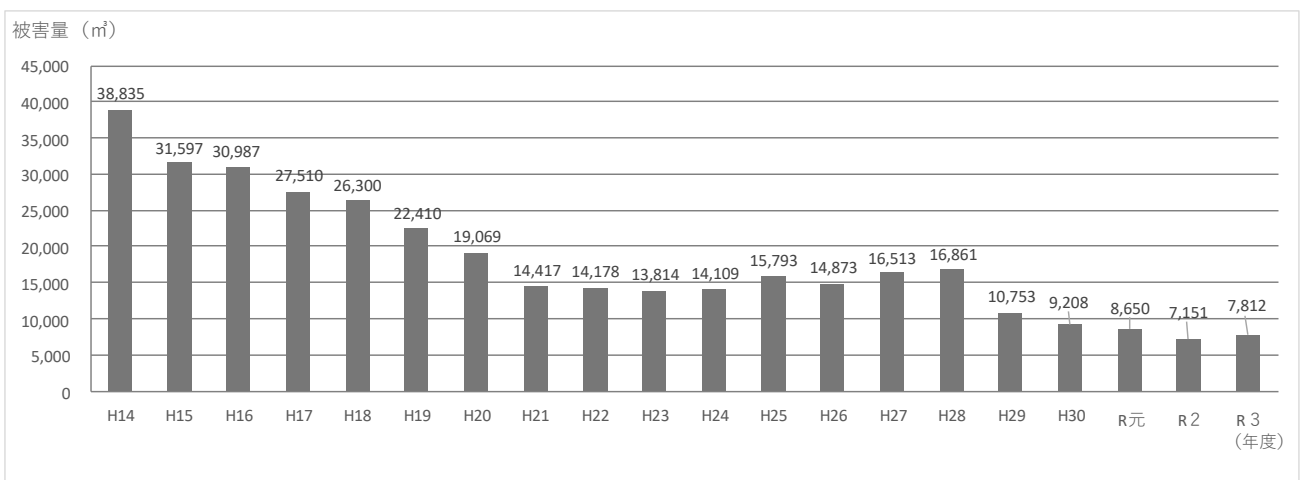


図 7 松くい虫被害量の推移 (民有林)

### (4) 林野火災の防止

林野火災については、県民に対する予防思想の普及・啓発に努めるとともに、火災被害を最小限に抑えるため、空中消火体制を整備し、ポスター、リーフレット等による啓発活動を行いました。令和 3 年の火災発生状況は、前年と同数の 24 件でしたが、損害額は前年を大幅に下回り 1,740 千円となりました (表 20)。

表 20 林野火災の原因別状況

(単位：ha、千円)

| 年次   | 総数 |      |        | たき火 |      |       | たばこ |      |       | 火入れ |      |        | その他 |      |        |
|------|----|------|--------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|------|--------|-----|------|--------|
|      | 件数 | 被害面積 | 損害額    | 件数  | 被害面積 | 損害額   | 件数  | 被害面積 | 損害額   | 件数  | 被害面積 | 損害額    | 件数  | 被害面積 | 損害額    |
| H16年 | 32 | 110  | 33,113 | 4   | 2    | 2,337 | 2   | 1    | 793   | 4   | 103  | 27,620 | 22  | 4    | 2,363  |
| H17年 | 24 | 115  | 1,407  | 2   | 10   | 134   | -   | -    | -     | -   | -    | -      | 22  | 105  | 1,273  |
| H18年 | 16 | 72   | 1,062  | 2   | 0    | -     | 1   | 0    | 11    | -   | -    | -      | 13  | 71   | 1,051  |
| H19年 | 45 | 9    | 3,366  | 5   | 0    | 241   | 2   | 0    | 355   | 1   | 0    | -      | 37  | 8    | 2,770  |
| H20年 | 74 | 48   | 36,272 | 13  | 10   | 1,429 | 8   | 1    | 137   | 13  | 10   | 2,280  | 40  | 28   | 32,426 |
| H21年 | 46 | 26   | 14,171 | 11  | 3    | 1,506 | 2   | 0    | 0     | 11  | 7    | 1,368  | 22  | 17   | 11,297 |
| H22年 | 13 | 4    | 699    | 2   | 1    | 137   | 0   | 0    | 0     | 3   | 0    | 186    | 8   | 3    | 376    |
| H23年 | 16 | 3    | 1,141  | 5   | 0    | 34    | 1   | 0    | 0     | 4   | 1    | 1,008  | 6   | 2    | 99     |
| H24年 | 30 | 4    | 1,362  | 6   | 0    | 253   | 1   | 1    | 0     | 4   | 0    | 122    | 19  | 3    | 987    |
| H25年 | 34 | 18   | 5,727  | 4   | 1    | 239   | 0   | 0    | 0     | 8   | 1    | 284    | 22  | 16   | 5,204  |
| H26年 | 46 | 13   | 5,168  | 3   | 3    | 308   | 2   | 1    | 1,340 | 12  | 2    | 689    | 29  | 7    | 2,829  |
| H27年 | 34 | 23   | 28,261 | 0   | 0    | 0     | 6   | 2    | 2,340 | 7   | 1    | 1,518  | 21  | 20   | 24,403 |
| H28年 | 32 | 26   | 39,490 | 5   | 2    | 0     | 3   | 10   | 295   | 6   | 1    | 1,293  | 18  | 14   | 37,902 |
| H29年 | 19 | 6    | 4,842  | 3   | 1    | 129   | 1   | 0    | 0     | 4   | 1    | 1,433  | 11  | 4    | 3,280  |
| H30年 | 14 | 12   | 10,990 | 1   | 2    | 2,587 | 0   | 0    | 0     | 4   | 4    | 678    | 9   | 6    | 7,725  |
| R1年  | 32 | 16   | 4,194  | 6   | 1    | 991   | 0   | 0    | 0     | 5   | 1    | 16     | 21  | 14   | 3,187  |
| R2年  | 24 | 18   | 30,599 | 1   | 0    | 0     | 1   | 0    | 0     | 7   | 4    | 27,299 | 15  | 14   | 3,300  |
| R3年  | 24 | 5    | 1,740  | 2   | -    | 0     | 0   | 0    | 0     | 4   | 1    | 871    | 18  | 4    | 869    |

#### (5) 森林の多様な機能の発揮

森林については、望ましい姿に誘導していくために、その求められる機能ごとに「水源涵養」「山地災害防止／土壌保全」「快適環境形成」「木材等生産」の5つの機能維持増進森林に区分することなどにより、自然条件や役割に応じた整備を行い、森林の持つ多様な機能の維持・増進を図っています。

また、将来にわたり豊かな水と緑に囲まれた秋田を創造していくため、平成15年4月に「水と緑の条例」を施行するとともに、「水と緑の基本計画」を策定し、森林環境の保全や、秋田の豊かな自然及び風景を守り育むことの大切さについての理解を深めていただく様々な取組を、県民運動として展開しています。

平成20年4月からは、「ふるさと秋田」の森林を将来にわたって健全に守り育てていくため、その恩恵を受けている県民全体で森づくりを支える仕組みとして「水と緑の森づくり税」が施行されました。この森づくり税を活用し、スギ人工林の混交林化や、松くい虫・ナラ枯れ被害林の整備など、環境や公益性を重視した森づくりを行うほか、学校やボランティア団体など、県民が気軽に森づくりに参加できるような取組を進めています。



針葉樹と広葉樹の混じった公益的機能の高い森林



広葉樹林での森林環境学習



3 沿岸域

(1) 漁港周辺の環境状況

漁港は水産物の陸揚げ・集荷のほか、漁船を風浪及び台風等から守り安全に停泊・係留するため、防波堤等により港内を静穏に保っています。しかし、静穏性に反して、漁港内外の海水交流が抑制されると、港内の水質悪化が問題となります。

また、周辺には漁業生産上重要な岩礁域が広がり、小型の海藻類をはじめとしてホンダワラ等の藻場が分布し、アワビやサザエなどが生息する大切な漁場として地域の漁業者に利用されています。さらに、本県の重要な水産資源であるハタハタの産卵場でもあり、多くの魚種にとって仔稚魚の生育の場としても重要な機能を持っています。

このため、漁港の整備計画では、防波堤等施設の設計に際して外海水の交流を促進し、港内の水質を保全する構造や、埋め立てなどにより失われる藻場の機能を回復し、漁場への影響を最小限にする自然と調和した漁港づくりを進めています。



ホンダワラ類に産みつけられたハタハタの卵塊

(2) 漁港・漁場整備事業

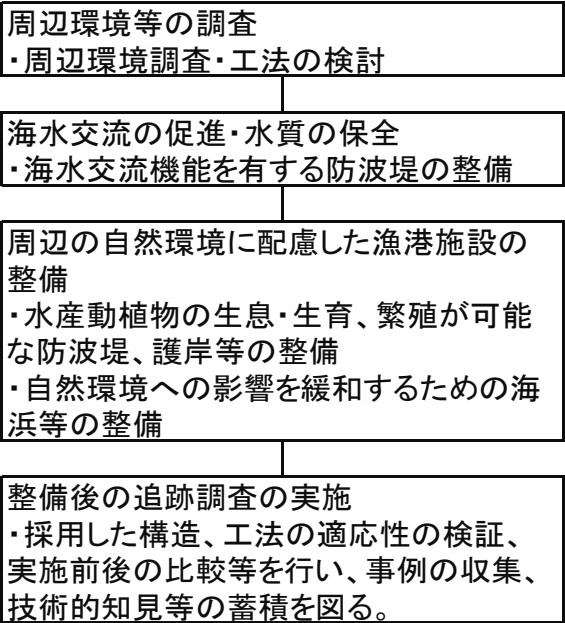
漁港整備事業では、これまでも海域環境との調和に努めてきましたが、今後とも環境保全への要請に的確に対応し、また「つくり育てる漁業」の推進により資源水準を維持しながら沿岸域の高度利用を図っていくため、自然環境との調和や周辺環境への影響を緩和する構造物、工法などの採用を積極的に推進しています。

県南部に位置する金浦漁港（にかほ市）では、防波堤背後を石材で比較的浅場とすることで、藻場を造成しアワビ等の生息域を確保しています。

また、港外より清浄海水を導水できるよう防波堤本体に通水機能を持たせ、港内水質向上が図られています。

県北部の八森漁港（八峰町）では、ハタハタ産卵場となるよう消波ブロックの配置を工夫しています。

漁 港 周 辺 環 境 整 備 フ ロ ー



○ 金浦漁港（にかほ市）

事業主体：秋田県

事業目的：磯根資源（アワビ・イワガキ）への影響の緩和及び海水交流（中間育成水面）の促進

対象施設名：沖防波堤、防波堤

工法：藻場マウンド付き防波堤、海水交換機能を有する防波堤



○ 八森漁港（八峰町）

事業主体：秋田県

事業目的：ハタハタの産卵場となる藻場への影響の最小化及び新たな産卵藻場の確保

対象施設名：護岸、防波堤

工法：離岸式消波工の防波堤

